

平成27年度 財政援助団体等監査報告書

1. 監査の期間

平成27年11月10日から11月11日まで 2日間

2. 監査を執行した監査委員

監査委員 根本 龍哉

監査委員 岡崎 悟

3. 監査期日及び監査対象課

補助金所管課を対象に別項に示した監査方針及び監査の範囲に基づいて監査した。

平成27年11月10日(火) ————— まちづくり推進課

平成27年11月11日(水) ————— 福祉保険課

4. 補助金等の種別及び名称

補助金所管課と補助団体名その補助金名は下記のとおりである。

まちづくり推進課

経済組合・団体 東海村商工会 東海村商工会事業費補助金

東海村商工会館建設補助金

任意団体 東海村観光協会 東海村観光協会事業費補助金

福祉保険課

社会福祉法人 東海村社会福祉協議会 東海村社会福祉協議会補助金

総合福祉センター指定管理委託料

5. 監査の方針及び監査の範囲

地方自治法第199条第7項に基づき、平成26年度に村から補助金等の財政的援助を受けた団体はその補助事業の執行と補助金の出納及び運営を適正かつ効果的に行っているかどうか、また、補助金の所管課は補助団体に対して指導・監督を適切に行っているかどうか、を主眼に置いて監査を実施した。

(1) 補助金の執行が事業計画のとおり財政的援助の目的に即し適切に実施されているか。

(2) 事務事業の執行状況は補助団体等で効率、効果的に執行されているか。

(3) 補助金所管課は、補助団体に対し事業運営をはじめ本村の補助金等交付規則や補助金所管の要綱に則り、適切な指導・監督を図り、適切な事業運営と正確な会計処理がなされているか。

6. 監査の方法

財政援助団体等監査は、所管課から提出された主な資料「補助金交付要綱及び補助金等調書」「平成26年度補助金交付に係る書類一式」「平成26年度決算書」「指定管理制度関係書類」補助団体提出による「監査調書」「平成24年度～平成26年度までの決算書類」「会計閉鎖時の日計記帳及び通帳の写し」をもとに所管課から説明の聴取により監査した。

7. 監査の結果

平成26年度の東海村財政援助団体の補助金監査は監査調書及びその証憑に基づき書類審査及び担当職員から説明聴取し、本監査を実施した。監査の結果、村補助金はおおむね適正に交付されていると認められる。ただし、下記の補助金について補助金事務手続き、書類審査、予算決算書等の財務書類を交付要綱等の規則に従い慎重且つ正確に処理するよう努め、以って補助金が最大限の効果が出るように努めることを指摘する。

監査対象補助団体及び補助金等一覧

(単位：円)

所管課	補助団体名	補助金等名称 (款・項・目・事業)	補助金交付申請手続	総事業収支決算	補助金額
まちづくり 推進課	経済組合・団体 東海村商工会	東海村商工会 事業費補助金 (6-1-2-03)	補助申請締切通知無し 申請書提出 H26.7.30 申請額85,000,000円 決定審査調書 有り 決定通知書 H26.8.7 交付請求日 H26.8.20 実績報告 H27.3.31 事業報告, 決算書有り	収入 82,237,530円 会費 10,370,800円 村補助金 8,500,000円 県補助金 25,187,077円 受託金, 手数料等収入 13,396,879円 引当金繰入金 21,000,000円 前年度繰越金 3,782,774円 支出 80,375,968円 次年度繰越金 1,861,562円	本村補助金 8,500,000円 補助金占有率 10.5% 返還金 0円
まちづくり 推進課	経済組合・団体 東海村商工会	東海村商工会 館建設特別会 計補助金 (6-1-2-09)	補助申請締切通知無し 申請書提出 H26.7.1 決定審査調書 有り 決定通知書 H26.7.2 交付請求日 H26.9.18 実績報告 H27.3.18 事業報告, 決算書有り	収入 107,503,182円 村補助金 39,000,000円 一般会計繰入金 21,000,000円 特別寄付金 5,495,000円 借入金収入等 20,003,288円 前年度繰越金 22,004,894円 支出 104,746,326円 次年度繰越金 2,756,856円	本村補助金 39,000,000円 補助金占有率 36.2%
まちづくり 推進課	任意団体 東海村観光協会	東海村観光協会 事業費補助金 (6-1-3-04)	補助申請締切通知無し 申請書提出 H26.6.2 決定審査調書 有り 交付決定通知 H26.6.6 交付請求日 H26.6.6 実績報告 H27.3.31 事業報告, 決算書有り	収入 21,485,302円 村補助金 10,972,000円 会費収入 892,000円 事業収入等 5,193,111円 前年度繰越金 4,428,191円 支出 17,150,696円 次年度繰越金 4,334,606円	本村補助金 10,972,000円 補助金内訳 観光協会補助金 10,000,000円 地域のじまんづくりプロジェ クト補助金 972,000円 補助金占有率 51.0%

所管課	補助団体名	補助金名称 (款・項・目・事業)	補助金交付申請手続	総事業収支決算	補助金額
福祉保険課	社会福祉法人 東海村社会福祉協議会	東海村社会福祉協議会補助金 (3-1-1-10)	補助申請締切通知無し 申請書提出 H26.4.8 申請額 174,008,000 円 決定審査調書 有り 交付決定通知 H26.4.21 第1回～第5回交付日 5,6,9,10,12の各月 付帯条件 有り 補助金変更 H26.10.21 160,248,000 円,人件費 事業費不用による 実績報告 H27.3.31 確定額 155,308,443 円 事業報告,決算書有り 補助金超過交付分返還日 H27.5.26 返還金 4,939,557 円	収入 523,170,537 円 会費収入 3,456,100 円 村補助金 155,308,443 円 受託金,指定管理事業収入等 332,081,738 円 前年度繰越金収入 32,324,256 円 支出 479,742,586 円 次年度繰越金 43,427,951 円 返還金 4,939,557 円	事業運営費村補助金 155,308,443 円 補助対象事業運営経費 172,841,383 円 運営費補助金占有率 89.8%
福祉保険課	社会福祉法人 東海村社会福祉協議会	東海村総合福祉センター指定管理業務委託料 (3-1-8-01)	業務締切通知書 無し 業務計画書提出 H26.3.28 協定書 有り 協定日 H26.3.28 着手 H26.4.1 完了 H27.3.31 業務完了報告 H27.3.31 業務委託完了検査 H27.3.31 契約金 123,273,000 円 決算額 101,840,173 円 返還金 21,432,827 円	収入 210,461,936 円 受託金 123,273,000 円 利用料 70,819,360 円 特別寄付金等 1,407,163 円 前年度繰越金 14,962,413 円 支出 179,305,668 円 次年度繰越金 9,723,441 円 返還金 21,432,827 円	指定管理業務委託内訳 総合福祉センター受託金 57,352,000 円 次年度繰越金 5,936,616 円 返還金 1,891,766 円 高齢者センター受託金 32,549,000 円 次年度繰越金 1,513,902 円 返還金 6,057,347 円 児童センター受託金 17,950,000 円 次年度繰越金 80,849 円 返還金 916,828 円 障害者センター受託金 15,422,000 円 次年度繰越金 2,192,074 円 返還金 12,566,886 円

(1) 東海村商工会事業費補助金について

- ①本会の収支決算書の差額及び貸借対照表の流動資産額から流動負債額を控除した当期末資産残高と当期剰余金が一致しており、財務諸表は正確である。また、事業の執行状況が分かり易く表記され、事業の評価にも役立つものとなっており適正である。
- ②定款において、役員を選任規定が明確にされていないので、改善を要する。
- ③補助金は厳しい環境の中で経営の改善に取り組む中小事業者の支援に資する為のものであることから、所管課は既補助金団体であっても申請内容と申請申込締切日を周知する為の通知書を4月中には送付して、指定期日（補助金等交付規則第4条）迄に審査書類を提出させて、所管課が審査調書を作成し、交付決定基準に基づく審査を厳に行い、補助金が効率効果的に使用されるように指導しなければならないのに、毎年、前例を踏襲して交付決定している。審査調書には所見記入無し、審査日欄、承認押印欄がない。今後所管課は事前審査及び事後評価を厳重に行い、適切な支援が出来るように努めてほしい。
- ④平成24、25年度分収支計算書収入前年度繰越金に誤謬があった。前年度決算を必ず参照し正確な財務三表の作成に努められたい。

(2) 東海村商工会館建設特別会計補助金について

- ①地方経済状況がいまだに低迷し続けている中、長年にわたり懸案となっていた商工会館が立派に完成したので、本村の地域経済活動の拠点として更なる経済支援活動を推進することが期待される。

建築特別会計では多額の寄付金と長・短期借入金が残っているので、今後は地域商工業者の振興を図ると共に、余剰金を増やし、無理のない返済計画を立て着実に実行するよう求める。

(3) 任意団体東海村観光協会事業費補助金について

- ①所管課は既補助金団体であっても申請内容と申請申込締切日を周知する為の通知書を4月中には送付して、指定期日（補助金等交付規則第4条）迄に審査書類を提出させて、所管課が審査調書を作成し、交付決定基準に基づく審査を厳に行い、補助金が効率効果的に使用されるように指導しなければならないのに、毎年、前例を踏襲して交付決定している。審査調書には所見記入無し、審査日欄、承認押印欄がない。今後所管課は事前審査及び事後評価を厳重に行い、適切な支援が出来るように努めてほしい。

(4) 社会福祉法人東海村社会福祉協議会補助金について

- ①当年度の補助金については、職員人件費などの面で大きな補正減を行い、決算で4,939,557円の返還金を出し、その上上次年度繰越金が43,427,951円という大きな余剰が出ている。これは申請者の申請書提出時の事業計画の見通しが出来ていないことと予算積算が非常に甘いものがあること、さらに所管課が事業経費の評価ができていないことによるものである。高齢化時代に対応する新事業を立ち上げて自らが事業推進すること、従来の事業取組を踏襲した予算積算では、効率効果的な予算執行は出来ない。また、貸借対照表の流動資産の膨らみは新事業を立ち上げてこなかったことにも起因するものである。次年度からは全ての事業の見直しをし、補助金が今以上に効率効果的なものにするよう努めて欲しい。

②実績報告が3月31日に行われ、同日確定通知並びに補助金超過交付分返還通知を出しており、規則では返還通知日から20日以内に返還しなければならないのに、返還日が5月26日であった。社会福祉協議会並びに所管課は規則を遵守し、補助金行政を健全に行われるように努めること。

(5) 東海村総合福祉センター指定管理業務委託料について

①指定管理受託金の返還金が21,432,827円、次年度繰越金9,723,441円という多額の余剰金が出ている。これは申請金額が人件費と事務費の積算が精密に行われていないことによるものである。これからは事業内容を再点検して返還金が出ないように努められたい。

②総合福祉センター指定管理協定では事業報告を事業年度終了後30日以内に提出することになっており、事業完了検査も同年度3月31日に終了しているにも拘らず、返還金が5月26日に返還されていたので、事業完了検査終了後20日以内には返還するよう努められたい。

以 上